

よくあるお問合せ

平成 21・22 年度・業者登録電子申請 Q & A (保険関係抜粋)

今回の申請における改正点である「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」について

【提出書類】

Q 1 業者登録において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務確認のためにどのような書類を提出するのですか。

雇用保険関係

雇用保険の加入関係書類 (加入義務があれば 1～3 のいずれかを添付、加入義務がなければ 4 を添付)	<p>1 <u>自社で申告納付の場合</u> 労働(雇用)保険の保険料申告書(コピー) + 領収書(コピー)</p> <p>2 <u>労働保険事務組合に委託している場合</u> 事務組合発行の保険料納入通知書(コピー) + 領収書(コピー)</p> <p>3 <u>業者区分「工事(軽微を除く)」に登録する場合</u> 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー) (雇用保険加入の有無の欄が「有」となっているもの) 3に該当すれば、1・2の書類は不要</p> <p>4 <u>加入義務がない場合</u> 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書(誓約書)を添付</p>
	<p><u>注 意</u> 申告書等は業者登録を行う時点の属する年度の概算または確定分どちらでも可としますが、必ず申告書に対応する領収書(コピー)を添付してください。 (分納の場合は、最低1期分を添付)</p> <p>上記1の書類が電子申請による場合は、労働保険(雇用保険)料申告書の電子データをプリントアウトしたもの及び「厚生労働省徴収専用電子申請システム受付結果の詳細」で受付結果が「正常に受け付けました。」と記載されているものをプリントアウトして提出して下さい。</p>

健康保険及び厚生年金保険関係

健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類 (加入義務があれば1~4のいずれかを添付、加入義務がなければ5を添付)	1 双方とも社会保険事務所で加入の場合 社会保険事務所発行の保険料の領収書(コピー)
	2 健康保険組合に加入の場合 健保組合の保険料の領収書(コピー) + 厚生年金保険の領収書(コピー)
	3 建設国保組合に加入の場合 建設国保加入証明書(原本) + 厚生年金保険の領収書(コピー)
	4 業者区分「 <u>工事(軽微を除く)</u> 」に登録する場合 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー) (健康保険及び厚生年金保険加入の有無の欄が「有」となっているもの) 4に該当すれば、1・2・3の書類は不要
	5 加入義務がない場合 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書(誓約書)を添付
	<u>注 意</u> 領収書は、直近3ヶ月以内の領収書のうち1ヶ月分を添付

Q2 事業所が多数あるのですが、提出書類は、すべての事業所のものを提出するのですか。

本社もしくは、委任先に設定している事業所の書類を提出してください。

Q3 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入したのですが、どのような書類を提出するのですか。

雇用保険では、雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し、健康保険及び厚生年金保険では、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写しを提出してください。

Q4 個人営業などで雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合にはどのような書類を提出すればよいですか。国民健康保険には加入しているのですが、保険証のコピーなどが必要となるのですか。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書(誓約書)を提出してください。国民健康保険の保険証のコピーは必要ではありません。

【加入義務】

Q 5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務があるのはどのような事業・事業所になるのですか。

雇用保険の加入義務がある事業所

- ・一人でも従業員を雇用して、事業が行われている限り、当然に雇用保険の保険関係が成立する事業

健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある事業所

- ・法人事業所
- ・常時5人以上の従業員が働いている事務所、工場、商店などの個人事業所
なお、5人未満の個人事業所と、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（飲食店、理容・美容業など）や農業、漁業などはその限りではありません。
- ・上記以外の事業所で従業員の半数以上が社会保険適用事業所となることに同意し、事業主が申請して社会保険庁長官などの認可を受けた事業所
なお、認可を受けた場合は、従業員全員が加入することになり、保険給付や保険料は、適用事業所と同じ扱いになります。

加入義務の有無について、雇用保険は公共職業安定所、健康保険及び厚生年金保険は社会保険事務所にお問い合わせください。

Q 6 法人ですが、従業員は国民健康保険に加入しています。この場合業者登録の申請は可能ですか。

健康保険及び厚生年金保険については、法人であれば小さな会社であっても加入義務があります。一方、雇用保険については、原則として法人、個人事業にかかわらず1人以上の従業員を雇用しているすべての事業所が加入する必要が有ります。

Q 7 現在、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していないのですが、いつまでに加入すれば業者登録の申請が可能ですか。

平成21・22年度の業者登録の申請は平成20年9月1日から30日まで行います。その時点で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していない場合については、業者登録の添付書類の提出期限が10月31日になりますので、契約課にその他の添付書類とともに各保険の必要書類を10月31日までに提出できる場合は申請が可能です。